

## Q1 どこに相談したらいいの？

- A** 本事業の相談・申請は専用の窓口で受け付けています。  
ご本人様の就労状況等をお聞かせいただき、制度の対象となるか等を確認させていただきます。  
まずは利用相談窓口までご連絡ください。  
また、ご来所される際は電話・FAX・メール等であらかじめご予約をお願いします。

## Q2 就労をサポートするヘルパーはどんな人？

- A** ヘルパーの派遣は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定を受けている障害福祉サービス事業者が行います。  
支援内容は、利用者が支給決定を受けているサービスに準じます。

## Q3 就労先は紹介してくれるの？

- A** 就労先の紹介は行っておりません。

ご利用を希望する方は、まずはご相談ください。

### 利用相談窓口

(公社) かながわ福祉サービス振興会

☎ 045-514-3152

【相談できる時間】 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)

(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く)

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

ご来所される際は電話・FAX・メール等であらかじめご予約をお願いします。

FAX やメールでも  
相談できます。

FAX : 045-671-0295

メール : jshien@kanafuku.jp

重度の障害がある方が働きやすい環境へ

# 横浜市重度障害者等 就労支援特別事業



重度の障害がある方の通勤や職場等において、  
必要な身体介護等の支援を提供し、就労をサポートするものです。

通勤・就労に関わる、こんな支援をします。



## この事業で支援できること

障害特性により行うことができない業務作業に必要な支援や、業務作業以外に係る身体介護等、通勤時の支援を福祉サービス事業所のヘルパーが提供します。



ヘルパーが利用者に代わって判断して業務を行うことはできませんので、ご注意ください。

## 制度を利用できる方

次のすべての要件に該当する方です。

- 横浜市に居住している方（就労場所は本市内に限定せず）
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方
- 民間企業で雇用されている方（※1）又は自営業の方（※2）で通勤や職場等における支援が必要な方
- 1週間の所定労働時間が10時間以上ある方（今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む）

※1 就労継続支援A型事業所の利用者を除きます。

※2 雇用する企業等に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます。  
(国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除く)

## 被雇用者・雇用先の民間企業の皆様へ

民間企業で雇用されている方の場合、雇用主が（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成金及び本事業の活用（ヘルパーを職場に受け入れること等）に同意している必要があります。

助成金についての詳細は下記にお問い合わせください。

<助成金の問い合わせ先>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部（高齢・障害者業務課）  
〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘 78

関東職業能力開発促進センター内

電話番号：045-360-6010

FAX 番号：045-360-6011

